

保育所等訪問支援

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<p>指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする</p> <p><input type="checkbox"/> 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p>
② 児童発達支援管理責任者	<p><input type="checkbox"/> 1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者であること</p>
③ 管理者	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備に関する基準

② 設備及び備品	<p><input type="checkbox"/> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける</p> <p><input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品</p> <p><input type="checkbox"/> これらの設備及び備品は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p>
その他 (運営の基準より一部 抜粋)	<p>指定障害児通所支援事業者等との連携等</p> <p><input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない</p> <p>身分を証する書類の携行</p> <p><input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない</p>